

# 消費者団体訴訟制度の概要について

平成18年消費者契約法改正により、同法に消費者団体訴訟制度を導入

制度導入前

制度導入後

消費者契約に関連した被害は、同種の被害が多数発生

- 個々の消費者は事後的措置（契約取消し等）で救済されても、他の消費者は被害を受ける可能性
- 被害が広がる前に、事業者による不当な勧誘行為・契約条項の使用を差し止める必要

直接被害を受けていない消費者には差止請求権は認められない

消費者団体の事業者への改善申入れは、法的裏付けがないため実効性において限界

適格消費者団体

- 内閣総理大臣は、申請に基づき、適格消費者団体を認定
- 適格要件
  - ・ 不特定多数の消費者の利益擁護のための活動を主たる目的
  - ・ 相当期間、継続的な活動実績
  - ・ 特定非営利活動法人又は公益法人
  - ・ 組織体制や業務規程が適切に整備
  - ・ 消費生活及び法律の専門家確保 等
- 内閣総理大臣による監督措置（更新制、立入検査、取消し等）

適格消費者団体が消費者契約法に違反する事業者の不当な行為に対して差止請求権を行使<sup>(注)</sup>

消費者被害の未然防止・拡大防止

- 書面による事前の請求をして一週間が経過した後には訴えを提起することができる。  
→ 適格消費者団体と事業者との間の交渉による自主的な改善に繋げる。

- (注) 本制度における差止請求とは、
- ・ 消費者契約法違反行為（不当な勧誘行為・契約条項の使用）を差し止めるもの
  - ・ 事業者の業務自体の停止を求めるものではない

## 消費者契約法等の一部を改正する法律案について

### ○消費者団体訴訟制度について

- ・平成18年消費者契約法改正により、同法に消費者団体訴訟制度を導入

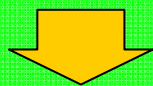
内閣総理大臣により認定された適格消費者団体が、消費者契約法上の事業者の不当行為に対して差止請求をすることができることとする。

→ 消費者被害の未然防止・拡大防止に資する。

### ○景品表示法及び特定商取引法への消費者団体訴訟制度の導入について

#### 現 状

- 商品・役務の内容の多様化を背景として、景品表示法及び特定商取引法違反行為による消費者被害の急増。消費者被害は、同種の被害が不特定多数の者に急速に拡大する。



- 公正取引委員会及び経済産業省の法執行のみでは、消費者被害の未然防止・拡大防止という観点からは、手が十分に行き届かない部分がある。

#### 制度導入後

消費者団体訴訟制度を導入することにより、

- 同種被害が多数の消費者に拡大することを防止。
- より消費生活に密接な情報に基づいた景品表示法及び特定商取引法違反行為を排除する活動が期待される。
- 行政処分とは別に民事ルールとしての差止請求権を付与することにより、事案に応じて柔軟かつ迅速な解決を図ることができる。
- 公正取引委員会及び経済産業省のリソースをより迅速な対応が求められる重要な案件に集中させることができる。

## ○具体的な改正内容

### (1) 消費者契約法

- ・ 内閣総理大臣と公正取引委員会及び経済産業大臣との連携
- ・ 差止請求権の行使状況に係る情報共有
- ・ その他、適格消費者団体が景品表示法及び特定商取引法上の差止請求権を行使し得ることとするに伴う所要の措置

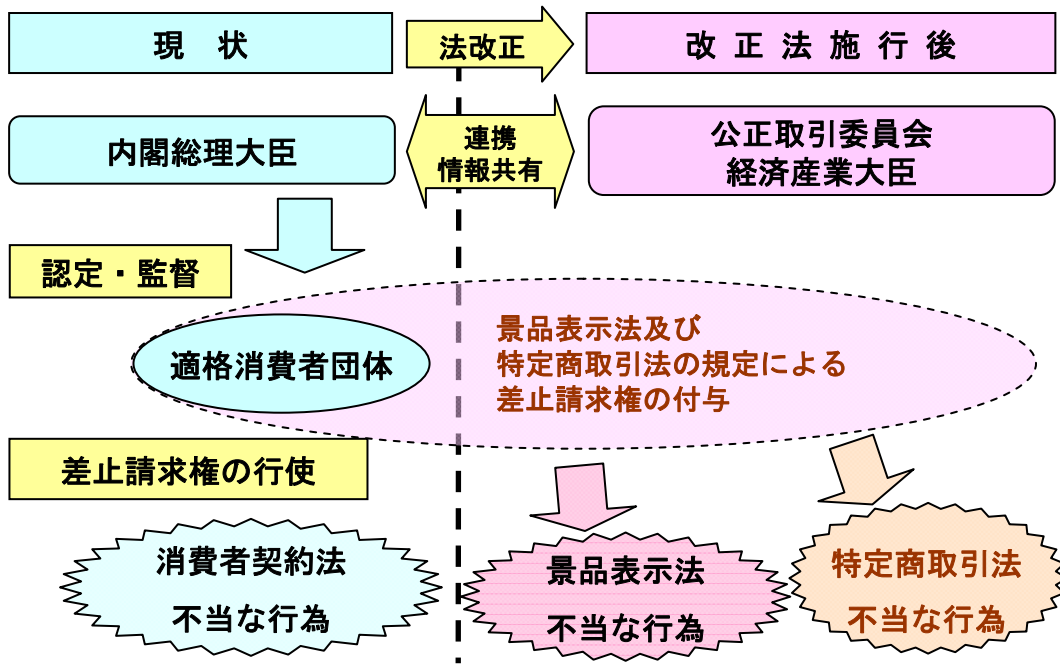
### (2) 景品表示法

- ・ 差止請求権：適格消費者団体は、優良誤認表示・有利誤認表示といった景品表示法に規定する不当な行為について差止請求をすることができることとする。

### (3) 特定商取引法

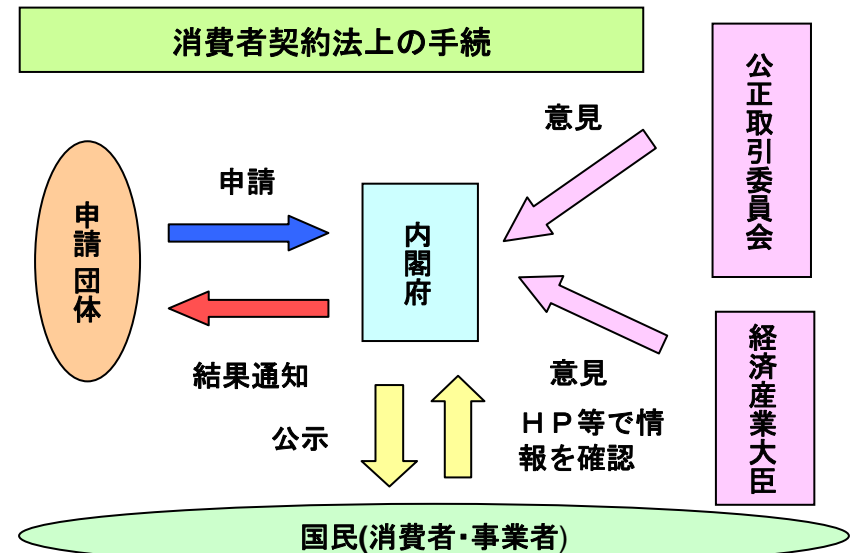
- ・ 差止請求権：適格消費者団体は、不実告知や威迫・困惑等の不当な勧誘行為又はクーリング・オフを無意味にするような特約を含む契約の締結等の特定商取引法に規定する不当な行為について差止請求をすることができることとする。

### 差止請求対象となる行為の拡大



適格消費者団体に景品表示法・特定商取引法に規定する消費者の判断を誤らせる不当な行為に対する差止請求権を付与することにより、消費者利益の擁護を図る。

### 適格消費者団体の認定・監督手続を一本化



#### 内閣府によるワンストップ窓口

- 申請団体の事務負担を軽減
- 行政コストの削減
- 内閣府での一元的な情報提供・問い合わせが可能

## 適格消費者団体の概要及び活動状況について

(平成21年4月1日現在)

名称	特定非営利活動法人 消費者機構日本	特定非営利活動法人 消費者支援機構関西	社団法人 全国消費生活相談員協会	特定非営利活動法人 京都消費者契約ネットワーク
住所 差止請求 関係業務 を行う地	東京都千代田区六番町15番地 主婦会館プラザエフ6階	大阪府中央区大手前1丁目7番31号 大阪マーチャンダイズ・マートビル1階 大阪府消費生活センター内	東京都港区高輪3丁目13番地22号 国民生活センター内 大阪市中央区北浜2丁目6番26号 大阪グリーンビルディング内 北海道札幌市中央区大通西18丁目1番43号	京都市中京区烏丸通二条下ル 秋野々町529番地ヒロセビル5階
申請日 認定日	平成19年6月 7日申請 平成19年8月23日認定	平成19年6月 7日申請 平成19年8月23日認定	平成19年8月31日申請 平成19年11月9日認定	平成19年10月12日申請 平成19年12月25日認定
代表者等 の氏名	会長 根来 泰周 理事長 品川 尚志	会長 北川 善太郎 理事長 榎 彰徳	会長 及川 昭伍 理事長 下谷内 富士子	理事長 野々山 宏
社員数	133名(うち、団体会員5名) (平成20年6月30日時点)	115名(うち、団体会員14名) (平成20年6月30日時点)	1835名(うち、団体会員0名) (平成20年6月26日時点)	98名(うち、団体会員3名) (平成20年6月6日時点)
申入れ等 の活動状 況	<p><b>【内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不動産賃貸借業者への申入れ(原状回復義務等)</li> <li>出版社・教材販売業者(中途解約金・勧誘等)への申入れ</li> <li>予備校(入学金等不返還)への申入れ等</li> <li>中古車販売業者への申入れ(瑕疵担保責任の全部免除の規定等の削除)</li> <li>建築請負業者への申入れ(撤回手数料・違約金に関する規定の削除)</li> <li>投資顧問業者への申入れ(中途解約時の登録費不返還の規定等の削除)</li> <li>携帯電話販売事業者への申入れ(解約権を制限する規定の削除)</li> </ul> <p><b>【結果】</b></p> <p>契約条項の改善に至るなどして訴訟に至らずとも解決している事例がみられる。 また、特定商取引法に基づく申入れの一部については、行政への申し出を実施して終了としているものもみられる。</p>	<p><b>【内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不動産賃貸業者(原状回復義務等)等について、契約条項の問題点を問い合わせる活動</li> <li>貸金業者(早期完済時の違約金特約条項)について、申入れ、第41条第1項に基づく事前請求を実施後、4月8日に京都地裁に提訴</li> <li>※本制度に基づく訴訟としては2例目</li> <li>英会話学校(受講契約時の不退去や不実告知)について、第41条第1項に基づく事前請求を実施後、8月28日に大阪地裁に提訴</li> <li>※本制度に基づく訴訟としては4例目</li> <li>警備会社への申入れ(中途解約料・損害賠償債務の全部免除の規定等の改善・削除)</li> </ul> <p><b>【結果】</b></p> <p>一部については、問い合わせがされた段階で問題となった契約条項の削除や改定が行われてるなどしている。 英会話学校への訴訟については、和解が成立(平成21年3月4日)。他の1件は係属中。</p>	<p><b>【内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不動産賃貸業者(中途解約に係る清算条項等)について、契約条項の問題点の申入れを実施</li> <li>不動産賃貸業者に対する改善の申入れ(無催告解除条項等の停止・改善)</li> </ul> <p><b>【結果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中途解約に係る清算条項等について申入れた不動産賃貸業者に関しては改善を踏まえて協議を終了</li> </ul>	<p><b>【内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不動産賃貸借業者(敷金等の差引特約等)に対し、消費者契約法第41条第1項に基づく事前の請求を実施、そのうち</li> <li>①定期補修分担金支払特約を使用する不動産賃貸借業者に対し、3月25日京都地裁に提訴</li> <li>※本制度に基づく訴訟としては初</li> <li>②敷金等から一定額を控除して返還する敷引特約を使用する不動産賃貸借業者に対し、8月12日京都地裁に提訴</li> <li>※本制度に基づく訴訟としては3例目</li> <li>冠婚葬祭業者等に対し、互助契約等の中途解約金に関して、消費者契約法第41条第1項に基づく事前の請求を実施後、12月3日に京都地裁に提訴</li> <li>※本制度に基づく訴訟としては5例目</li> </ul> <p><b>【結果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>②については請求の一部(敷引特約の条項を含む意思表示を行わないこと)は認諾され、残りの部分について却下判決(平成21年1月28日)。</li> <li>他の2件は係属中。</li> </ul>

※1 消費者契約法第23条第4項に基づき、内閣総理大臣(内閣府)に報告のあった事項を基に作成。報告事項ではない各種の団体の活動(勉強会、情報収集など)については記載していない。

名称	特定非営利活動法人 消費者ネット広島	特定非営利活動法人 ひょうご消費者ネット	特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会
住所 差止請求 関係業務 を行う地	広島市中区上八丁堀7番1号 ハイオス広島312号	神戸市中央区元町通6丁目7番10号関西ビル3階	さいたま市浦和区岸町7-11-5
申請日 認定日	平成19年11月14日申請 平成20年 1月29日認定	平成20年2月29日申請 平成20年5月28日認定	平成20年12月24日申請 平成21年 3月 5日認定
代表者等 の氏名	理事長 吉富 啓一郎	理事長 清水 巖	理事長 石川 祐司
社員数	168名（うち、団体会員7名） （平成20年6月29日時点）	127名（うち、団体会員6名） （平成20年2月29日）	121名（うち、団体会員17名） （平成20年12月24日）
申入れ等 の活動状 況	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>貸衣装会社（卒業式用衣装のキャンセル料）について、申入れを実施</li> </ul> <p>【結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協議中</li> </ul>	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>旅行者に対し申入れ（クーポン利用約款）</li> <li>各種資格試験受験指導業者に対し、消費者契約法第41条第1項に基づく事前請求を実施（解約権制限条項）</li> <li>旅行者（解除権制限条項）に対し、消費者契約法第41条第1項に基づく事前請求を実施後3月18日神戸地裁に提起</li> </ul> <p>※本制度に基づく訴訟としては6例目</p> <p>【結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各種資格試験受験指導業者から解約制限条項について改定する旨の回答</li> </ul>	<p>【内容】</p> <p>【結果】</p>

※ 1 消費者契約法第23条第4項に基づき、内閣総理大臣（内閣府）に報告のあった事項を基に作成。報告事項ではない各種の団体の活動（勉強会、情報収集など）については記載していない。

## 今後の課題

### 1. 損害賠償請求の検討

消費者被害の救済の実効性を確保するため、適格消費者団体が損害賠償等を請求する制度の導入について、引き続き検討することとされている（附帯決議）。

### 2. 差止請求の対象行為の拡大

適格消費者団体による差止請求の対象行為については、特定商取引法において本法案の対象とならなかった条項（政省令事項を含む）にかかる行為や、詐欺・強迫行為を伴う勧誘行為、民法の公序良俗に違反する条項を含む消費者契約の意思表示、不当な契約条項を含む消費者契約の意思表示を行うことを推薦し提案する行為（いわゆる推奨行為）等をはじめとして、その範囲の拡大について引き続き検討を進め、独占禁止法等の他の消費者関連諸法についても、消費者団体訴訟制度の導入について検討を進めることとされている（附帯決議）。

### 3. 適格消費者団体の活動資金の確保、情報提供 等

国及び地方公共団体は、適格消費者団体の活動が促進されるよう、円滑な資金の確保や情報提供など環境整備に努めることとされている（附帯決議）。